

令和 5 年 9 月 1 9 日  
消 防 庁

## 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する 意見公募の結果及び改正省令等の公布

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 3 日までの間、国民の皆様から御意見を公募したところ、10 件の意見の提出がありました。意見公募において提出された意見の概要及び意見に対する総務省の考え方を取りまとめましたので公表します。

また、意見公募の結果も踏まえ、当該省令等を本日公布しましたので併せてお知らせします。

### 1 改正概要

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）を改正するものです。

- （1）顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の制御卓の位置に関する規制の緩和に関する事項
- （2）リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地の緩和等に関する事項
- （3）繊維強化プラスチック製変圧器に係る機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例の追加に関する事項
- （4）プラスチック容器に係る専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準の追加に関する事項
- （5）運搬容器の内圧試験に係る規定の整備に関する事項

### 2 意見公募の結果

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 3 日までの間、御意見を公募したところ、10 件の意見の提出がありました。提出された意見の概要及び意見に対する総務省の考え方については、別紙 1のとおりです。

#### 【参考】

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募」

[https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/230531\\_kiho.pdf](https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/230531_kiho.pdf)

### 3 省令及び告示の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果も踏まえて、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 70 号）及び、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 5 年総務省告示第 321 号）を本日付けで公布しました。

改正省令新旧対照表 別紙 2

改正告示新旧対照表 別紙 3



(連絡先)

消防庁危険物保安室 担当：早川、若菜

TEL：03-5253-7524（直通）

E-mail：fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

## 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	コダマ樹脂工業株式会社	プラスチック製灯油かんは、現状、灯油専用容器として、主に一般家庭が空容器として購入し灯油を充填（再充填）使用する目的で、従来から流通しています。	改正案につきましては、関係業界団体等へ事前に意見聴取した上で、今回の意見公募を行ったところではありますが、いただいた御意見等では、プラスチック容器等に係る収納の規定に関する適用の実効性などについて懸念が示されており、事業者等への十分な理解が得られておらず、また、事業者等の協力なくしては制度の運用は円滑に進まないことなどから、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号（以下「危規則」という。））における液体を収納するプラスチック容器等に係る規定（第 39 条の 3，第 43 条の 3 及び第 44 条関係）については、改正を見送ることとします。	有
2	日本ポリエチレンブロー製品工業会	その灯油かんの実際の流通経路を考えると、製造在庫と販売在庫もあり、また、季節性のある商品でもあることから、販売までで少なくとも 1 年程度、場合によっては 2 年以上使用せずに年数を経過しているものが、流通等で存在しているのが実状です。このことから、プラスチック製灯油かんについては、「製造されてから五年以内のものとする。ただし、プラスチック製灯油かんにあっては、この限りでない。」もしくは、「製造されてから五年以内のものとするを推奨する。」といった除外規定を告示などで定めて頂きたい。		
3	全国石油商業組合連合会	<p>1 給油取扱所の従業員が全ての固定給油設備及び固定注油設備における使用状況を監視設備により視認できる場合においても制御卓の設置場所を給油取扱所内とすることを条件としている条文案には賛同する。</p> <p>2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、顧客が軽油や灯油を注油する際のプラスチック容器の製造後経過年数の確認は顧客自らが行うべきであり、注油を許可する給油取扱所従業員の負担となることのないようにしていただきたい。</p> <p>3 顧客自らがプラスチック容器の規格及び製造後の経過年数を確認する必要があることや小分けの際は給油取扱所従業員においてもこれらを確認する必要があること等、改正省令の内</p>	<p>1 御賛同意見として承ります。</p> <p>2、3 改正案につきましては、関係業界団体等へ事前に意見聴取した上で、今回の意見公募を行ったところではありますが、いただいた御意見等では、プラスチック容器等に係る収納の規定に関する適用の実効性などについて懸念が示されており、事業者等への十分な理解が得られておらず、また、事業者等の協力なくしては制度の運用は円滑に進まないことなどから、危規則における液体を収納するプラスチック容器等に係る規定（第 39 条の 3，第 43 条の 3 及び第 44 条関</p>	有

		容を消防庁において広く周知していただきたい。	<p>係)については、改正を見送ることとします。</p> <p>また、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号。(以下「危告示」という。))におけるプラスチック容器に係る専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準の追加に係る規定(第68条の4関係)については、改正の内容を消防機関や関係業界団体等を通じて広く周知して参ります。</p>	
4	シーバイエス株式会社	<p>ファイバ板箱(不活性の緩衝材を詰めたものに限る。)とありますが、必ず緩衝材を詰めなければならないのでしょうか。</p> <p>また、緩衝材を使用する場合であって、「使用する緩衝材は不活性のものに限る」等とはならないのでしょうか。</p>	<p>改正案につきましては、アルコール類を収納するプラスチックフィルム袋と不活性の緩衝材を詰めたファイバ板箱の組合せにおける運搬容器に係る性能試験等を実施した上で、その運搬容器としての安全性が確認されたため定めるところです。</p> <p>このため、必ず収納する危険物に対して不活性な緩衝材を詰める必要があります。</p>	無
5	(匿名)	<p>例えば第二石油類の液体をプラスチック容器に充填したような日用雑貨品や、アルコール類となる殺菌・消毒剤(医薬品や医薬部外品)をプラスチック容器に充填した場合も、規制の対象となるのでしょうか?</p> <p>また、指定可燃物の可燃性液体は対象外と判断していますが、その理解で正しいのでしょうか?</p>	<p>現行法では、御意見にある液体の危険物を収納するプラスチック容器に関しても、運搬容器に係る技術上の基準(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。(以下「危政令」という。))第28条から第30条)は適用されています。</p> <p>一方で、改正案につきましては、関係業界団体等へ事前に意見聴取した上で、今回の意見公募を行ったところではありますが、いただいた御意見等では、プラスチック容器等に係る収納の規定に関する適用の実効性などについて懸念が示されており、事業者等への十分な理解が得られておらず、また、事業者等の協力なくしては制度の運用は円滑に進まないことなどから、危規則における液体を収納するプラスチック容器等に係る規定(第39条の3、第43条の3及び第44条関係)については、改正を見送ることとします。</p> <p>なお、指定可燃物の可燃性液体類は危険物に該当しないため、運搬容器に係る技術上の基準は適用されません。</p>	有
6	アース製薬株式会社	<p>今回の改正について、第四類危険物に該当する日用品を取り扱うメーカーとして、5点、意見を申し上げます。</p> <p>1 アルコール類を、最大容積1リットル以下のプラスチックフィルム袋へ収納可能となったが、一石、二石に関しても、同様の扱いをしていただきたい。</p>	<p>1 改正案につきましては、アルコール類を収納するプラスチックフィルム袋と不活性の緩衝材を詰めたファイバ板箱の組合せにおける運搬容器に係る性能試験等を実施した上で、</p>	有

	<p>第四類 一石は、アルコール類と同じ危険等級2の危険物区分に分類される。また、二石はアルコール類と同様の引火点を有し、危険等級3に分類され、アルコール類よりも引火に関する危険性の度合いは軽度である。</p> <p>市販されている日用品にも、一石、二石に該当するものがある。日用品は、昨今、環境配慮の観点から、プラスチック容器より使用プラスチック量が削減できる、プラスチックフィルム袋での取扱いが社会からも望まれており、アルコール類の拡大と同様に、一石、二石にも、プラスチックフィルム袋での扱いを拡大いただくことは、時代にも適っていると考える。</p> <p>2 容器表示について、新たにプラスチック容器に「製造年月と製造者の名称（又は略号）」の記載が必要とされたが、容器メーカーの名前が日用品の容器に入ると、どちらが商品の製造販売会社か混乱を招いたり、容器の製造年月が日用品の容器に入ると、商品の製造年月と消費者が混同したり誤認したりするおそれがあるのではないかと懸念がある。</p> <p>3 ファイバ板箱≒強化段ボール箱と理解するが、強化段ボール箱に限定するのではなく、輸送に必要な強度を満たせるのであれば一般段ボール箱でよいと考える。</p> <p>また、不活性の緩衝材の代わりに、段ボールの仕切りを用いるのはどうか。</p>	<p>その運搬容器としての安全性が確認されたため定めるところです。</p> <p>一方で、改正案に係る検討の際には、アルコール類より親油性の高い第1石油類や第2石油類などの危険物について、プラスチックフィルム袋における耐油性等の安全性について検討を行っていません。</p> <p>したがって、アルコールを収納したプラスチックフィルム袋に係る運搬容器等に係る規定（危告示第68条の2の3及び第68条の3関係）における今般の改正については、原案のとおりとします。</p> <p>なお、御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>2 改正案につきましては、関係業界団体等へ事前に意見聴取した上で、今回の意見公募を行ったところではありますが、いただいた御意見等では、プラスチック容器等に係る収納の規定に関する適用の実効性などについて懸念が示されており、事業者等への十分な理解が得られておらず、また、事業者等の協力がなくしては制度の運用は円滑に進まないことなどから、危規則における液体を収納するプラスチック容器等に係る規定（第39条の3、第43条の3及び第44条関係）については、改正を見送ることとします。</p> <p>3 御意見の強化段ボールや一般段ボールとして、どの様な段ボールを想定されているか定かではありませんが、改正案につきましては、ファイバ板箱の構造等の性能を規定しているものではなく、アルコール類を収納するプラスチックフィルム袋と不活性の緩衝材を詰めたファイバ板箱の組合せにおける運搬容器に係る性能試験（危告示第68条の5第2項及び第5項）に適合するものであれば、運搬容器として認められるものです。</p> <p>また、段ボールの仕切りが緩衝材の機能を有していれば支</p>	
--	--	---	--

		<p>4 告示第 68 条の 5 に「運搬容器には、固体の危険物を収納するものにあつては内容積の九十五パーセント以上、液体の危険物を収納するものにあつては内容積の九十八パーセント以上の内容物を満たして、試験を実施すること。」とあるが、プラスチックフィルム袋への充填特性上、内容積 98%以上の充填は不可能と考える。</p> <p>こちらも含めて見直してほしい。</p> <p>5 マイナス 18 度以下の状態での実施は、日本国内で常温流通を想定する場合過度な環境条件と考える。常温流通の場合 5 度程度が妥当と考える。</p>	<p>障ありません。</p> <p>4、5 改正案につきましては、アルコール類を収納するプラスチックフィルム袋と不活性の緩衝材を詰めたファイバ板箱の組合せにおける運搬容器について落下試験等の性能試験を実施した結果、その梱包方法や緩衝材の種類、外装容器の構造等によっては運搬容器としての性能を満たさないという結果が得られたことから、この性能試験（危告示第 68 条の 5 第 2 項及び第 5 項）を条件に定めるところです。</p> <p>また、運搬容器への収納に係る規定では、運搬時において運搬容器に液体の危険物を収納する際の収納率は、その内容積の 98%以下としていることや、落下試験における内容物の冷却温度についても様々な環境での運搬を想定していることから、緩和することは適当でないと考えます。</p> <p>したがって、アルコールを収納したプラスチックフィルム袋に係る運搬容器等に係る規定（危告示第 68 条の 2 の 3 及び第 68 条の 3 関係）については、原案のとおりとします。</p>	
7	三王ポリ株式会社	<p>現在灯油かんは一般家庭が容器を購入し充填、使用する容器として使用されており、更に一度の充填に留まらず何度も充填使用される商品でもあります。メーカーが製造し一般家庭が購入する（使用するまで）間、季節性の商品でもあり製造在庫、流通在庫が存在し、製造後 1-2 年以上経過したものが販売される場合があります。業界（日本ポリエチレンブロー製品工業会）におきましても保存状況においては容器性能が低下することから製造後 5 年での更新を推奨しております。しかし、上記理由より製造後 5 年以内のものとなると一般家庭での購入場所、タイミングによっては、使用期限が 3 年以下となる可能性もあり、著しく使用期限に差が生じてしまいます。上記を鑑み灯油かんに関しては製造後 5 年での更新を推奨する方向でご検討をお願い致します。</p>	<p>改正案につきましては、関係業界団体等へ事前に意見聴取した上で、今回の意見公募を行ったところではありますが、いただいた御意見等では、プラスチック容器等に係る収納の規定に関する適用の実効性などについて懸念が示されており、事業者等への十分な理解が得られておらず、また、事業者等の協力なくしては制度の運用は円滑に進まないことなどから、危規則における液体を収納するプラスチック容器等に係る規定（第 39 条の 3、第 43 条の 3 及び第 44 条関係）については、改正を見送ることとします。</p>	有
8	株式会社ニイタカ	<p>消毒用アルコールなどを製造しているメーカーの者です。</p> <p>「運搬容器の製造年月及び製造者の名称又はその略号」が指す「製造者の名称」が「運搬容器の製造者の名称」である点についてです。</p>	<p>改正案につきましては、関係業界団体等へ事前に意見聴取した上で、今回の意見公募を行ったところではありますが、いただいた御意見等では、プラスチック容器等に係る収納の規定に関する適用の実効性などについて懸念が示されており、事業者</p>	有

		<p>当社はプラスチック容器の自社金型を保有し、製造は複数メーカーに外注しております。現状として、製品ラベルに弊社名称を表示していますが、容器の製造者の名称は表示しておりません。しかし、製品ラベルまたは容器に表示している製品ロットに容器の製造者情報も紐づいているため、問題が発生した際も製品から運搬容器の製造者を明らかにすることが可能です。</p> <p>また、プラスチック容器の製造日を容器自体に刻印し、当社が使用期間を管理しています。</p> <p>以上のように、本改正で表示が要求されている製造者は外注先になりますが、本改正の目的である情報の管理は当社が行っております。このように、内容物の製造者が運搬容器の管理責任を代替できると言える場合、表示するのは管理を担っている製造者（＝内容物の製造者）の名称でもよい、とする例外の追加をお願いいたします。</p> <p>このような例外の記載が設けられない場合、本改正の目的である管理体制が実施できているにもかかわらず金銭負担が発生いたします。本改正の目的を鑑み、十分にご配慮いただければと存じます。</p>	<p>等への十分な理解が得られておらず、また、事業者等の協力なくしては制度の運用は円滑に進まないことなどから、危規則における液体を収納するプラスチック容器等に係る規定（第 39 条の 3，第 43 条の 3 及び第 44 条関係）については、改正を見送ることとします。</p>	
9	(個人)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 液体を収納するプラスチック容器等の運搬容器等への収納に係る規定の追加にて、「プラスチック容器又はプラスチックドラムに液体の危険物を収納する場合は、当該運搬容器等は製造されてから 5 年以内のものとし」とあるが、プラスチック容器には I B C コンテナも含まれるのか。</li> <li>2 液体を収納するプラスチック容器等の運搬容器等への収納に係る規定の追加にて、対象の危険物は消防法における危険物であるか否かで判断するのか、もしくは U N における危険物（引火点 6 0 度以下）で判断するのか。</li> <li>3 液体を収納するプラスチック容器等の運搬容器等への収納に係る規定の追加にて、本規定は工場敷地内のみでの運搬でも適用されるか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1～3 改正案につきましては、関係業界団体等へ事前に意見聴取した上で、今回の意見公募を行ったところではありますが、いただいた御意見等では、プラスチック容器等に係る収納の規定に関する適用の実効性などについて懸念が示されており、事業者等への十分な理解が得られておらず、また、事業者等の協力なくしては制度の運用は円滑に進まないことなどから、危規則における液体を収納するプラスチック容器等に係る規定（第 39 条の 3，第 43 条の 3 及び第 44 条関係）については、改正を見送ることとします。</li> </ol> <p>なお、現行法では、① I B C コンテナ等の機械により荷役する構造を有する容器については、従前から危規則第 43 条の 3 第 2 項第 6 号により、「硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック内容器付きの運搬容器に液体の危険物を収納する場合には、当該運搬容器は製造されてから 5 年以内のものとする。」と規定していること、② 運搬容器に収</p>	有

			<p>納する危険物は消防法における危険物で判断する必要があること、③運搬容器に係る技術上の基準は、私有地等の敷地内で運搬する場合でも原則適用される（御意見の工場が消防法（昭和23年法律第186号）第10条に規定する危険物施設である場合、危政令第29条第1項第1号のただし書きにより、危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬するため積載する場合には、所定の運搬容器に収納しないで積載することができる。）ことを申し添えます。</p>	
10	デュポンジャパン株式会社	<p>1 猶予期間の設定 改正危規則案の施行予定日は令和6年2月1日とされているが、本案の公布日から施行日まで1年程度の猶予期間を要望する。 また、その間に関係業界へ広く改正内容の周知を進めていただきたい。 改正案の表示が行われていない容器を使用している場合、容器の変更または容器メーカーでの製品の仕様変更が予想されるが、収納容器の変更は製品仕様の変更となるため、製品性能の再評価等顧客との対応に一定の時間を要する。 上記対応にはサプライチェーンへ改正内容の周知が必須であるが、本改正案は現状周知が十分でないと思われる。</p> <p>2 WTO/TBT 通報 国際基準であるUN規格と消防法危険物の判定基準に差異があるため、UN規格では非危険物であり消防法では危険物に該当する海外品について本改正案は影響が予想される。WTO/TBT通報をもって関係各所への周知を行っていただきたい。</p> <p>3 規制の事前評価 規制の事前評価内容について、影響調査が不十分であると思われる。消防法と国際規格の危険物判定基準に違いがある等の現状を踏まえて、業界団体等を通じて各方面に詳しい事前評価を行ってほしい。</p>	<p>1～5 改正案につきましては、関係業界団体等へ事前に意見聴取した上で、今回の意見公募を行ったところではありますが、いただいた御意見等では、プラスチック容器等に係る収納の規定に関する適用の実効性などについて懸念が示されており、事業者等への十分な理解が得られておらず、また、事業者等の協力なくしては制度の運用は円滑に進まないことなどから、危規則における液体を収納するプラスチック容器等に係る規定（第39条の3、第43条の3及び第44条関係）については、改正を見送ることとします。 なお、WTO/TBT 通報や規制の事前評価に関する御意見につきましては、今後、様々な検討を行う上での参考とさせていただきます。</p>	有



	<p>4 収納容器の期限</p> <p>危告示第 68 条の 6 第 1 項において、試験基準が適用されない運搬容器として、「第四類の危険物のうち第二石油類（引火点が六十度以上のものに限る。）、第三石油類、第四石油類又は動植物油類を収納する運搬容器」が挙げられている。本改正案危規則第 43 条の 3 第 1 項第 4 号の 2「プラスチック容器又はプラスチックドラムに液体の危険物を収納する場合には、当該運搬容器は製造されてから五年以内のものとする」と対しても、同様の適用除外を設けることが妥当と考える。</p> <p>5. 改正案危規則第 39 条の 3</p> <p>改正案危規則第 39 条の 3 第 2 項で、「前項第一号の内装容器等にあつては第 44 条第 1 項各号に定める表示をすること」とされている。</p> <p>危規則第 44 条第 1 項は、今回の改正により、第 4 号「プラスチック容器又はプラスチックドラムにあつては、運搬容器の製造年月及び製造者の名称又はその略号」が追加されるため、改正案の各号には、第 4 号が含まれると読める。</p> <p>現状危規則第 39 条の 3 第 3 項から第 6 項では、表示に関する適用除外の規定が示されているが、改正案の新旧対照表ではこれらの項は省略されている。</p> <p>新旧対照表では、危規則第 44 条第 2 項から第 6 項の改正案で第 4 号を含めた適用除外の規定が示されている。これと同様に、省略されている危規則第 39 条の 3 第 3 項から第 6 項についても第 4 号を含めて改正すべきと考える。</p>		
--	--	--	--

○提出意見数：10 件

※1 提出意見数は、提出意見者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約し、類似する意見を取りまとめる等の整理をしております。

○総務省令第七十号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の二第一項並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第五項、第十九条第二項及び第二十条第一項の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月十九日

総務大臣 鈴木 淳司

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)  
第二十八条の二の五 前条の給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

〔一〕五 略

六 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業(以下「顧客の給油作業等」という。)を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること。

イ 制御卓は、給油取扱所内で、かつ、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。ただし、給油取扱所内で、かつ、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を監視設備により視認できる位置に制御卓を設置する場合は、この限りでない。

〔ロ〕ホ 略

〔七〕略

(特例を定めることができる一般取扱所)  
第二十八条の五十四 令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一〕八 略

九 令第十九条第二項第九号に掲げる一般取扱所 危険物(第四類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

(蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例)

第二十八条の六十の四 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所に係る令第十九条第二項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示で定める基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第十二号及び第十七号の規定は、適用しない。

3 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所(指定数量の倍数が三十未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が第二十八条の五十五第二項第三号から第八号まで並びに第二十八条の五十六第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

4 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十二号までの規定は、適用しない。

(顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)  
第二十八条の二の五 〔同上〕

〔一〕五 同上

六 〔同上〕

イ 制御卓は、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。

〔ロ〕ホ 同上

〔七〕 同上

(特例を定めることができる一般取扱所)  
第二十八条の五十四 〔同上〕

〔一〕八 同上

九 令第十九条第二項第九号に掲げる一般取扱所 危険物(第四類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が三十未満のもの(危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)

(蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例)

第二十八条の六十の四 〔同上〕

〔新設〕

2 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が第二十八条の五十五第二項第三号から第八号まで並びに第二十八条の五十六第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

3 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十二号までの規定は、適用しない。

〔一〇五 略〕

5] 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所（危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令

第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第十二号及び第十七号の規定は、適用しない。

一 危険物を取り扱う設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、危険物を取り扱う設備から三メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、危険物を取り扱う設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

二 危険物を取り扱う設備は、堅固な基礎の上に固定すること。

三 危険物を取り扱う設備は、キュービクル式とすること。

四 危険物を用いた蓄電池設備は、告示で定める基準に適合すること。

五 指定数量の百倍以上の危険物を取り扱うものにあつては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を取り扱う設備を包含するように設けること。

（著しく消火困難な製造所等及びその消火設備）

第三十三条 令第二十条第一項第一号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。

一 製造所及び一般取扱所のうち、高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積が千平方メートル以上のもの、その他のものにあつては指定数量の百倍以上の危険物（第七十二条第一項に規定する危険物を除く。）を取り扱うもの（第二十八条の五十四第九号の一般取扱所（危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。）のうち、第二十八号の六十の四第五項各号に掲げる基準に適合するものを除く。）、延べ面積が千平方メートル以上のもの、地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが六メートル以上の部分において危険物を取り扱う設備（高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものを除く。）を有するもの又は一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所（当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。）

〔一〇六 略〕

〔2 略〕

（消火困難な製造所等及びその消火設備）

第三十四条 令第二十条第一項第二号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、第二種販売取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。

一 製造所及び一般取扱所のうち、前条第一項第一号に掲げるもの以外のもので、高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積が六百平方メートル以上のもの、その他のものにあつては指定数量の十倍以上の危険物（第七十二条第一項に規定する危

〔一〇五 同上〕

〔新設〕

（著しく消火困難な製造所等及びその消火設備）

第三十三条 令第二十条第一項第一号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。

一 製造所及び一般取扱所のうち、高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積が千平方メートル以上のもの、その他のものにあつては指定数量の百倍以上の危険物（第七十二条第一項に規定する危険物を除く。）を取り扱うもの、延べ面積が千平方メートル以上のもの、地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが六メートル以上の部分において危険物を取り扱う設備（高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものを除く。）を有するもの又は一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所（当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。）

〔一〇六 同上〕

〔2 同上〕

（消火困難な製造所等及びその消火設備）

第三十四条 令第二十条第一項第二号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、第二種販売取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。

一 製造所及び一般取扱所のうち、前条第一項第一号に掲げるもの以外のもので、高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積が六百平方メートル以上のもの、その他のものにあつては指定数量の十倍以上の危険物（第七十二条第一項に規定する危

除物を除く。)を取り扱うもの(第二十八条の五十四第九号の一般取扱所(危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。))のうち、第二十八条の六十の四第五項各号に掲げる基準に適合するもので、指定数量の三十倍未満の危険物を取り扱うものを除く。)、延べ面積が六百平方メートル以上のもの又は第二十八条の五十五第二項、第二十八条の五十五の第二項若しくは第三項、第二十八条の五十六第二項若しくは第三項、第二十八条の五十七第二項、第三項若しくは第四項、第二十八条の六十第二項、第三項若しくは第四項、第二十八条の六十の三第二項の一般取扱所

〔二〕五 略〕

〔2・3 略〕

(予防規程に定めなければならない事項)

第六十条の二 〔略〕

〔2〕5 略〕

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域(次項において「推進地域」という。)に所在する製造所等の所有者、管理者又は占有者(同法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。)が定める予防規程に係る法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項のほか、次のとおりとする。

〔一〕三 略〕

〔7 略〕

除物を除く。)を取り扱うもの、延べ面積が六百平方メートル以上のもの又は第二十八条の五十五第二項、第二十八条の五十五の二第二項若しくは第三項、第二十八条の五十六第二項若しくは第三項、第二十八条の五十七第二項、第三項若しくは第四項、第二十八条の六十第二項、第三項若しくは第四項、第二十八条の六十の二第二項若しくは第三項若しくは第二十八条の六十の三第二項の一般取扱所

〔二〕五 同上〕

〔2・3 同上〕

(予防規程に定めなければならない事項)

第六十条の二 〔同上〕

〔2〕5 同上〕

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域(次項において「推進地域」という。)に所在する製造所等の所有者、管理者又は占有者(同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。)が定める予防規程に係る法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項のほか、次のとおりとする。

〔一〕三 同上〕

〔7 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第三百二十一号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十八条の六十の四第四項第四号、第三十九条の三第一項第一号並びに第四十三条第一項第一号及び第二号、第二項並びに第四項第一号の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年九月十九日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(蓄電池設備の基準)

第六十八條の二の二 規則第二十八條の六十の四第二項及び規則第二十八條の六十の四第五項第四號の告示で定める基準は、日本産業規格C八七一五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部…安全性要求事項」若しくは日本産業規格C四四四―一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

(容器の特例)

第六十八條の二の三 規則第三十九條の三第一項第一號の規定に基づき、次の各号に掲げる容器は、規則別表第三又は別表第三の二の基準に適合する容器と安全上同等以上であると認める。

〔一・二 略〕

二の二 第四類の危険物のうちアルコール類を収納する最大容積一リットル以下のプラスチッククファイル袋  
〔三〇七 略〕

(運搬容器の特例)

第六十八條の三 規則第四十三條第一項第一號ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる運搬容器は、規則別表第三又は別表第三の二の基準に適合する運搬容器と安全上同等以上であると認める。

〔一 略〕

一の二 前条第二号の二に掲げる容器を内装容器としてファイバ板箱(不活性の緩衝材を詰めたものに限る。)の外装容器に収納したもので、第六十八條の五第二項及び第五項に定める基準に適合するもの

〔一・三 略〕

(機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例)

第六十八條の三の三 〔略〕

2 前項に掲げるもののほか、規則第四十三條第一項第二号ただし書の規定に基づき、第四類の危険物のうち第三石油類(引火点が百三十度以上のものに限る。)又は第四石油類を収納する変圧器、リアクトル、コンデンサーその他これらに類する電気機械器具(同号イからホまでに定める基準に適合する金属製、陶磁器製又は繊維強化プラスチック製(変圧器に限る。))のものに限る。)は、規則別表第三の四の基準及び同号イからへまでの基準に適合する運搬容器と安全上同等以上であると認める。

(専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準)

第六十八條の四 〔略〕

2 規則第四十三條第二項に規定する運搬容器の構造及び最大容積の基準は、次の表のとおりとする。

〔新設〕

第六十八條の二の二 〔同上〕

(容器の特例)

〔一・二 同上〕

〔新設〕

〔三〇七 同上〕

(運搬容器の特例)

第六十八條の三 〔同上〕

〔一 同上〕

〔新設〕

〔一・三 同上〕

(機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例)

第六十八條の三の三 〔同上〕

2 前項に掲げるもののほか、規則第四十三條第一項第二号ただし書の規定に基づき、第四類の危険物のうち第三石油類(引火点が百三十度以上のものに限る。)又は第四石油類を収納する変圧器、リアクトル、コンデンサーその他これらに類する電気機械器具(同号イからホまでに定める基準に適合する金属製又は陶磁器製のものに限る。)は、規則別表第三の四の基準及び同号イからへまでの基準に適合する運搬容器と安全上同等以上であると認める。

(専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準)

第六十八條の四 〔同上〕

2 〔同上〕



運搬容器の構造	最大容積 (単位ℓ)
金属製ドラム (天板固定式のもの)	二十二
金属製容器	二十二
プラスチック容器 (プラスチックドラムを除く)	十

備考

一 「鋼製ドラム」の構造は、日本産業規格 Z 一六〇一「鋼製ドラム (液体用)」の四種 H 級に適合するものであつて、かつ、口金が日本産業規格 Z 一六〇四「鋼製ドラム用口金」又は日本産業規格 Z 一六〇七「金属板製口金 (缶用)」の A 型に適合するものであること。

二 「プラスチック容器」は、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に適合していることが認められていることを示す表示 (UN) 及び容器記号 3H1 が付されているものに限る。

(運搬容器の試験)

第六十八条の五 「略」

2 落下試験及び落下試験における基準は、次のとおりとする。

一 落下試験は、次に定めるところによること。

「イ・ロ 略」

ハ 運搬容器のうち、外装容器がプラスチック容器であるもの、プラスチック内容器付きのもの、内装容器がプラスチック容器であるもの又はプラスチックフィルム袋 (第六十八条の三第一項第一号の二に掲げるプラスチックフィルム袋に限る。) であるものにあつては、運搬容器及び内容物をマイナス十八度以下に冷却した状態において試験を実施すること。

「ニ 略」

「三 略」

4 内圧試験及び内圧試験における基準は、次のとおりとする。

一 内圧試験は、次に定めるところによること。

運搬容器の構造	最大容積 (単位ℓ)
金属製ドラム (天板固定式のもの)	二十二
金属製容器	二十二

備考 「鋼製ドラム」の構造は、日本産業規格 Z 一六〇一「鋼製ドラム (液体用)」の四種 H 級に適合するものであつて、かつ、口金が日本産業規格 Z 一六〇四「鋼製ドラム用口金」又は日本産業規格 Z 一六〇七「金属板製口金 (缶用)」の A 型に適合するものであること。

(運搬容器の試験)

第六十八条の五 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 運搬容器のうち、外装容器がプラスチック容器であるもの、プラスチック内容器付きのもの又は内装容器がプラスチック容器であるものにあつては、運搬容器及び内容物をマイナス十八度以下に冷却した状態において試験を実施すること。

「ニ 同上」

「三 同上」

4 「同上」

一 「同上」

<p>「イ 略」</p> <p>ロ 運搬容器は、次に掲げる水圧力のうちいずれかの圧力（危険等級Ⅰの危険物を収納するものにあつては、次のいずれかの圧力と二百五十キロパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力）を五分間（プラスチック製のものにあつては、三十分間）加えて試験を行うこと。</p> <p>(1) 収納する危険物の五十五度におけるゲージ圧力の一・五倍の圧力</p> <p>(2) 収納する危険物の五十五度における蒸気圧の一・五倍の圧力から百キロパスカルを減じた圧力又は百キロパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力</p> <p>(3) 収納する危険物の五十度における蒸気圧の一・七五倍の圧力から百キロパスカルを減じた圧力又は百キロパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力</p> <p>「二 略」</p> <p>「5 略」</p>	<p>「イ 同上」</p> <p>ロ 運搬容器は、次に掲げる水圧力のうちいずれか高い方の圧力を五分間（プラスチック製のものにあつては、三十分間）加えて試験を行うこと。</p> <p>「新設」</p> <p>(1) 収納する危険物の五十五度における蒸気圧の一・五倍の圧力から百キロパスカルを減じた圧力</p> <p>(2) 百キロパスカル（危険等級Ⅰの危険物を収納するものにあつては二百五十キロパスカル）の圧力</p> <p>「二 同上」</p> <p>「5 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第六十八条の四の改正規定は、令和六年三月一日から施行する。